

令和3年度（2021年度） 第2回

熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会
会 議 資 料

日時：令和4年（2022年）3月8日（火）

午後3時15分から

場所：熊本県庁本館5階 審議会室

認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について
 (学校教育法第4条第1項の規定に基づく認可)

概要

施設名	白川幼稚園 ※定員 160人	園長名	高山 智恵美
所在地	菊池郡大津町森 54-1	設置認可日	平成元年2月28日
設置者名	学校法人 吉良学園	理事長名	吉良 美根子
学校廃止の時期	令和4年(2022年)3月31日		
廃止理由	幼保連携型認定こども園への移行に伴い、幼稚園を廃止する必要があるため		
園児の処置	認定こども園の園児となる		
教職員の処置	認定こども園の教職員となる		
指導要録等の引き継ぎ	移行先の認定こども園に引き継ぐ		
資産の処置方法	運用財産(預金等)、基本財産(園地、園舎等)は認定こども園に引き継ぐ		

●幼稚園と認定こども園の比較

	幼稚園	認定こども園		
		幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園
設置の根拠	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
法的性格	学校	学校かつ児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)
利用できる児童	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (新制度移行幼稚園は1号子ども)	・0～2歳： 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳：1号・2号子ども	・0～2歳： 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳：1号・2号子ども	・0～2歳： 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない世帯の児童(3号子ども) ・3～5歳：1号・2号子ども
職員の要件	幼稚園教諭	保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格) ※令和6年度まではいずれか一方でも可	・満3歳以上：両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満：保育士資格が必要	・満3歳以上：両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満：保育士資格が必要
給食の提供	提供義務なし	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2号・3号子どもに対する食事の提供義務有 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)
開園日 ・開園時間等	・4時間を標準として各園で定める。(39週以上) ・夏休み、春休み等の長期休業がある。	・11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可) ・長期休業日はなし。	・地域の実情に応じて設定	・11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可) ・長期休業日はなし。
行政による 財政支援	・新制度に移行しない：私学助成 ・新制度に移行：施設型給付	施設型給付	施設型給付	施設型給付
県内の園数 (R3.4.1現在)	・私学助成園：15園 ・施設型給付園：20園(公立除く)	124園	37園	9園

・私学助成 : 幼稚園運営に係る経常的経費に対して補助。年に3回県(一部国が負担)から給付。

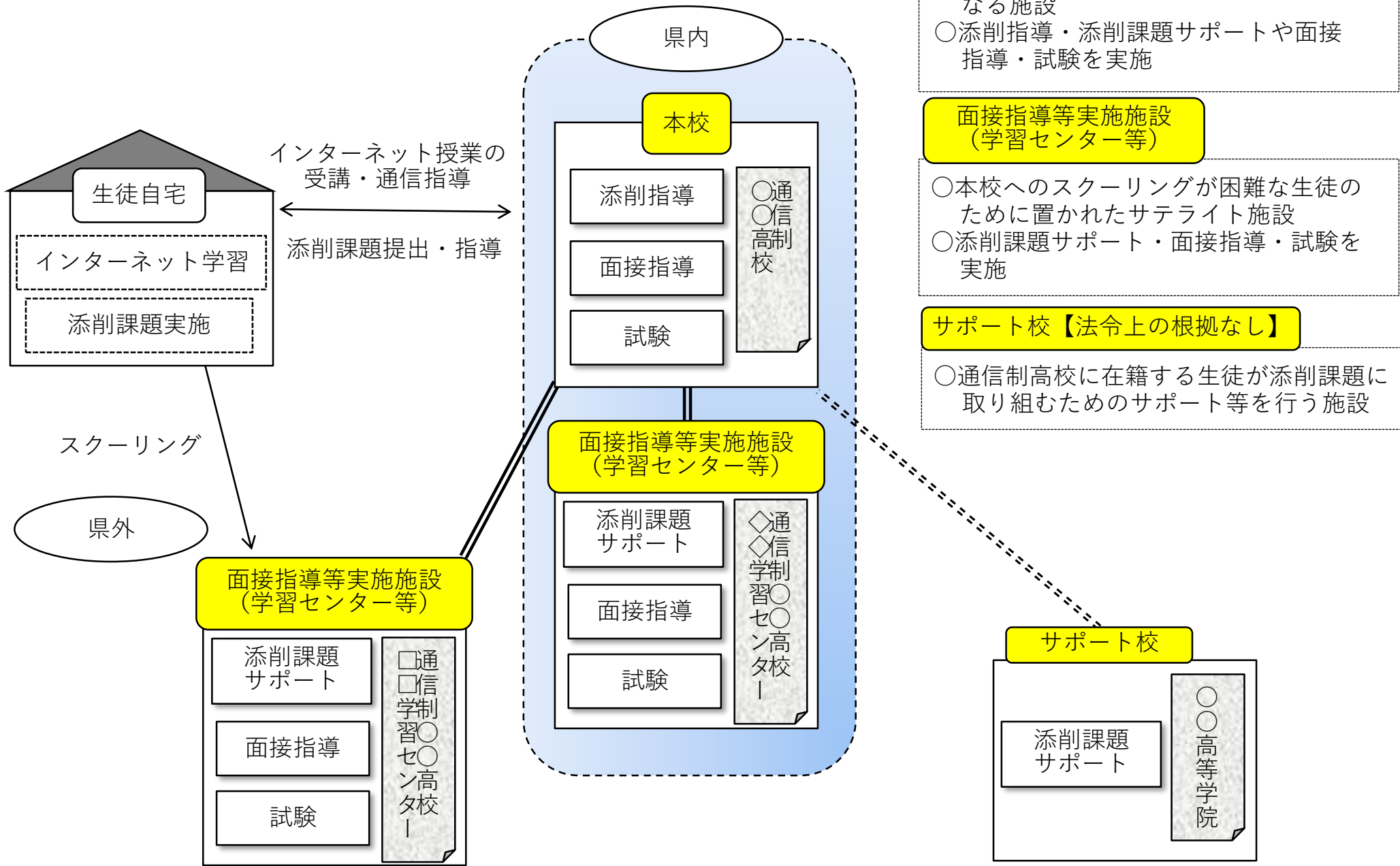
・施設型給付 : 保護者に対する個人給付を基礎に、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領(施設・事業者が代理して給付を受領)。毎月市町村(国1/2、県1/4、市町村1/4)から給付。

・1号子ども : 3歳～5歳(学校教育を希望する子ども)

・2号子ども : 3歳～5歳(保育を必要とする子ども)

・3号子ども : 0歳～2歳(保育を必要とする子ども)

(参考) 通信制高校の体制概念図



本校

- 通信教育を実施する高等学校の本拠となる施設
- 添削指導・添削課題サポートや面接指導・試験を実施

面接指導等実施施設 (学習センター等)

- 本校へのスクーリングが困難な生徒のために置かれたサテライト施設
- 添削課題サポート・面接指導・試験を実施

サポート校【法令上の根拠なし】

- 通信制高校に在籍する生徒が添削課題に取り組むためのサポート等を行う施設

勇志国際高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学校名	勇志国際高等学校	校長名	桜井 剛
所在地	天草市御所浦町牧島1065番地3	設置認可日	平成22年（2010年）3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理事長名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課程 修業年限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	2,000人	変更時期	令和4年（2022年）4月1日
変更理由	面接指導等実施施設の追加 宮崎学習センター（宮崎県宮崎市）の設置に伴い、高等学校通信教育規程第2条第1項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設（面接指導等実施施設）に関する事項を追加する。		
変更内容	変更前		変更後
	別紙「学則比較対照表」のとおり		別紙「学則比較対照表」のとおり

【参考条文】（関係部分のみ）

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

○私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

○高等学校通信教育規程第2条第1項

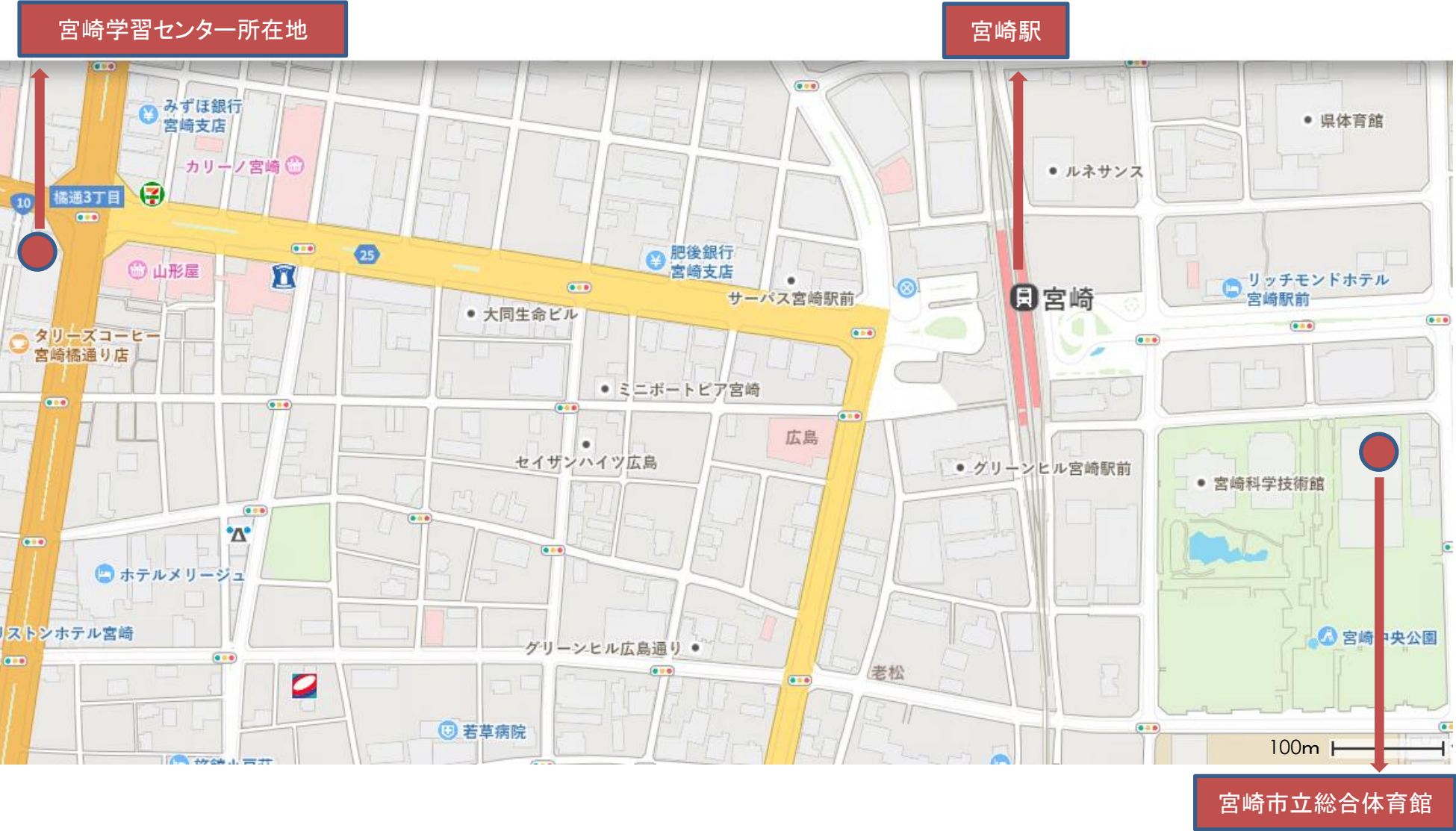
高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

別紙

学則比較対照表

変更前	変更後
<p>第9条 (略)</p> <p>3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。</p> <p>千葉学習センター 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル</p> <p>福岡学習センター 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階</p> <p>熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号熊本九品寺ビル1階、7階</p> <p>兵庫明石高等学院 兵庫県明石市魚住町西岡370-12 (開設期間は年間10日程度とし、全生徒・保護者に配布する学習の案内により周知する。)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。</p> <p>千葉学習センター 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル</p> <p>福岡学習センター 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階</p> <p>熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号熊本九品寺ビル1階、7階</p> <p><u>宮崎学習センター 宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号</u> <u>宮崎ナナイロ東館7階</u></p> <p>兵庫明石高等学院 兵庫県明石市魚住町西岡370-12 (開設期間は年間10日程度とし、全生徒・保護者に配布する学習の案内により周知する。)</p>

<宮崎学習センター所在地>



勇志国際高校宮崎学習センターの概要

所在地	宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階
施設面積・教室数	専用面積672.29㎡ 4教室
定員	250人（※宮崎学習センターにおいて対応可能な人数の上限。）
施設所有形態	2028年3月31日までの賃貸借契約を締結。更新規定あり。

「熊本県広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準」適合状況

内容		宮崎学習センター	適否
1 面接指導等実施施設の管理	(1) 生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	生徒の経済的・精神的負担軽減のため必要と認められる。 安全面については、消防用設備等点検結果報告書を宮崎市北消防署長へ提出済である。	適
	(2) 原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域（47都道府県）内に所在している。	適
	(3) 高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	最寄駅（宮崎駅）から徒歩約10分の、市街地における中心的な通りに面しており、教育を行う上で不適切な環境とは認められない。	適
	(4) 実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	面接指導等実施施設としての利用を目的とする賃貸借契約を交わしている。	適
	(5) 法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	面接指導又は試験を実施することを主たる目的とする施設である。	適

諮問事項②

内容		宮崎学習センター	適否
2 施設及び設備	(1) 面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施に当たり必要な施設及び設備を有していること	面接指導等を当該施設で行うこととしており、必要な施設及び設備を有している。	適
	(2) 面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	同時に面接指導等を実施する定員を30人の3教室までと定めており、面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有している。	適
	(3) 施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	施設については2028年までの賃貸借契約を締結済み。更新規定あり。机・いす等、必要な設備は自己調達物品を搬入済み。	適
3 指導体制	(1) 面接指導等を実施するに当たって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	実施教科・科目に応じた5人の本務教諭、2人の兼務教諭が面接指導等を行うこととしており、必要な教員の配置がなされている。	適
	(2) 試験等の期間のみ面接指導等実施施設を開設する場合、開設日等を公表し、生徒の施設利用に配慮されていること	試験期間以外も開設されている。	適
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	名称は「宮崎学習センター」であり、不適切な名称ではない。	適

山都町における広域通信制高等学校「やまと高等学校」の設置認可について

（構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受け、学校教育法の特例として山都町が高等学校の設置を認可）

学校名	やまと高等学校	校長名	西 泰弘（にし やすひろ）
所在地	上益城郡山都町滝上223 （旧熊本県立蘇陽高等学校跡地）	設置認可日	令和3年（2021年）8月31日 ※山都町認可
設置者名	エネルギープロダクト株式会社 （東京都千代田区飯田橋1丁目3-2 曙杉館8F）	代表者名	代表取締役 丸山 一孝
教育区域	47都道府県	課程 修業年限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	1,200人	開設日	令和4年（2022年）4月1日
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受け、学校教育法の特例として山都町が高等学校の設置を認可。 ※山都町「潤い、文楽、その風でつづるまちづくり特区」 平成20年3月31日当初認定（一ツ葉高等学校設置）、令和3年7月20日変更認定（やまと高等学校設置） ・ 構造改革特別区域の制度において、町は県からの指導・助言を受けて学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することとされており、私学振興課においては、引き続き山都町に対して私立学校法の運用等について助言等を行う。 		